

## 店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

改正前	改正後
店頭外国為替証拠金取引説明書	店頭外国為替証拠金取引説明書
<p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(略)</p> <p>相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のспレッド幅が<u>広がったり、意図した取引ができない可能性があります。取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(略)</p> <p>1. 取引の方法</p> <p>(略)</p> <p>e. <u>建玉は、通貨の受渡し又は反対売買に相当する取引が成立した場合、最終決済できます。</u></p> <p>f. <u>最終決済を行わない場合は、毎営業日自動的にロールオーバーによる建玉決済を行い、「決済日 (Value Date)」を更新します。</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 取引証拠金</p> <p>(略)</p> <p>(2) 必要証拠金の額</p> <p><u>必要証拠金額は別紙 1 をご参照ください。なお、両建て取引 (決済の決まっていない取引) については、同一通貨ペアにおける売りと買いの建玉のうち大きい建玉に対して証拠金が必要となります。</u></p>	<p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(略)</p> <p>相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のспレッド幅が<u>広がることや、意図した取引ができない可能性があります。取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(略)</p> <p>1. 取引の方法</p> <p>(略)</p> <p>e. <u>建玉は、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかにより、最終決済できます。</u></p> <p>f. <u>最終決済が行われない場合、当社裁量により毎営業日自動的にロールオーバーされ、「決済日 (Value Date)」が更新されます。</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 取引証拠金</p> <p>(略)</p> <p>(2) 必要証拠金の額</p> <p><u>必要証拠金額は別紙 1 をご参照ください。なお、各通貨ペアにおける売りの建玉の合計と買いの建玉の合計とを比較し、建玉の合計の多い方に対して証拠金が必要となります。</u></p>

(略)

(4) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

お客様の建玉は当社の評価レートによって値洗いをを行い、評価損益としてお客様の口座清算価値に反映されます。また、建玉のロールオーバーによって発生するスワップポイントは決済日 (Value Date) に現金残高として加算・減算されます。

(略)

3. 決済に伴う金銭の授受

(略)

(新設)

4. 益金に係る税金

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金 (売買による差益及びスワップポイントの収益) は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

(略)

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(略)

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。当社は注文を受けたときは、当社がその取引相手方となって取引を成立させます。(相対取引)

(略)

(4) 建玉の結了

(略)

(4) 評価損益

お客様の建玉は当社の評価レートによって値洗いされ、その損益は評価損益としてお客様の口座清算価値に反映されます。

(略)

3. 決済に伴う金銭の授受

(略)

(3) スワップポイントの場合

建玉のロールオーバーによって発生するスワップポイントは、決済日 (Value Date) に現金残高として加算・減算します。

4. 益金に係る税金

2012年1月1日以降、個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金 (売買による差益及びスワップポイントの収益) は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

(略)

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(略)

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の指定する時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。当社は注文を受けたときは、当社がその取引相手方となって取引を成立させます。(相対取引)

(略)

(4) 建玉の結了

建玉を決済するには、決済方法を指定します。決済注文を行う際に、新規注文より反対売買を行うと、両建ての建玉を保有することになりますので、最終決済を行う際は必ず決済注文をご指定ください。なお、両建ては、お客さまより申出があった場合には受け付けますが、お客さまにとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

#### (新設)

#### (5) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書（「外国為替証拠金取引 取引報告書」）をお客さまに交付します。

#### (6) 手数料

当社の手数料は、別紙1のようになっています。

#### (7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した「外国為替証拠金取引 残高報告書」を作成して、電磁的方法によりお客さまに交付します。

#### (8) 電磁的方法による書面の交付

当社から書面の交付は、原則として電磁的方法により交付いたしますので、その旨ご承諾ください。

#### (9) その他

建玉を結了するには、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかにより、最終決済をする必要があります。

#### (5) 両建て

両建ては、お客さまの指定するところに従い行うことは可能ですが、お客さまにとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担する可能性があること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあるため、当社ではお勧めしておりません。また、決済注文を行う際、新規注文として注文入力を行った場合、結果として両建てとなることになりますので、ご注意ください。

#### (6) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書および残高報告書（以下、「取引報告書等」という）をお客さまに交付します。

#### (7) 手数料

当社の手数料は、別紙1のようになっています。

#### (8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高等を記載した取引報告書等を作成して、電磁的方法によりお客さまに交付します。

#### (9) 電磁的方法による書面の交付

当社から書面の交付は、原則として電磁的方法により交付いたしますので、その旨ご承諾ください。

#### (10) その他

当社からお客さまへの通知書や報告書の内容は、当社がお客さまの閲覧に供した後、速やかにご確認いただくものとします。特に、取引報告書の内容は当社の表示する発行日の翌営業日までに、ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容においてお客さまがご了承いただいたものとします。

(略)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

(略)

○ 売建玉 (うりたてぎょく)

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。売ポジションともいいます。

○ オファー [アスク]

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買い付けることができます。

○ 買建玉 (かいたてぎょく)

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。買ポジションともいいます。

(略)

○ 決済注文 (けっさいちゅうもん) [仕切注文] [しきりちゅうもん]

新規で発注された建玉を手仕舞う (建玉を減じる) ために行う取引で、建玉を指定して行う反対売買取引をいいます。

(略)

○ 口座清算価値 (こうざせいさんかち)

口座資産に評価損益を加算または減算し、当該数値から出金依頼額を減算したものをいいます。

(新設)

当社からお客さまへの通知書や報告書の内容は、当社がお客さまの閲覧に供した後、速やかにご確認いただくものとします。特に、日次の取引報告書等の内容は、その報告書の作成基準日の翌営業日までに、ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容においてお客さまがご了承いただいたものとします。

(略)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

(略)

○ 売建玉 (うりたてぎょく)

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。(削除)

○ オファー [アスク]

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買い付けることができます。

○ 買建玉 (かいたてぎょく)

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。(削除)

(略)

○ 決済注文 (けっさいちゅうもん) [仕切注文] [しきりちゅうもん]

建玉を最終決済するために行う取引をいいます。

(略)

○ 口座清算価値 (こうざせいさんかち)

口座資産に評価損益を加算または減算し、当該数値から出金依頼額を減算したものをいいます。

○ 最終決済 (さいしゅうけっさい)

差金決済または受渡決済のいずれかをいいます。

○ 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

（略）

○ 新規注文（しんきちゅうもん）

新たに発注する買建玉あるいは売建玉注文のことをいいます。同一通貨組合せにおける新規注文の買建玉と売建玉は両建てとなります。

（略）

○ 建玉（たてぎょく）

店頭外国為替証拠金取引における建玉とは、買い建て・売り建て取引によって生じた持ち高、あるいは通貨や数量などの持ち高状況のことをいう。ポジションともいいます。

（略）

○ 店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

○ 転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

○ 特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券などに対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一部の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

（略）

○ 値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いとい  
います。

○ 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

（略）

○ 新規注文（しんきちゅうもん）

新たに発注する買建玉あるいは売建玉注文のことをいいます。（削除）

（略）

○ 建玉（たてぎょく）

新規注文により約定した取引のうち、最終決済の取引が成立していないものをい  
います。

（略）

○ 店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

（削除）

○ 特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券などに対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一部の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

（略）

○ 値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い評価替えを行い、評価損益を算出  
する手続きをいいます。

○ 媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

○ ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で売り付けることができます。

（略）

○ 評価損益（ひょうかそんえき）

買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、時価により算出されたものをいいます。

○ ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

○ 両建て（りょうだて）

同一の商品、同一の通貨組合せで買建玉と売建玉を同時に持つことをいいます。

（略）

「店頭外国為替証拠金取引」別紙 1

（略）

III. 出金手数料

（略）

（外貨の場合）

<お客さまの受取口座>

金融機関名 本支店 送金手数料

三井住友銀行 本支店 無料

(削除)

○ ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で売り付けることができます。

（略）

○ 評価損益（ひょうかそんえき）

買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、時価により算出されたものをいいます。

(削除)

○ 両建て（りょうだて）

同一の商品、同一の通貨組合せで買建玉と売建玉を同時に持つことをいいます。

（略）

「店頭外国為替証拠金取引」別紙 1

（略）

III. 出金手数料

（略）

（外貨の場合）

<お客さまの受取口座>

金融機関名 本支店 送金手数料

三井住友銀行 本支店 無料

みずほ銀行 本支店 無料

(追加)

三菱東京 UFJ 銀行 本店 無料

(略)

V. 店頭外国為替証拠金取引 取引報告書発行手数料

無料

(略)

※オフショア中国人民元/円の維持証拠金は、400 CNH (4.0%) となります。

(略)

以上

みずほ銀行 本支店 無料

みずほコーポレート銀行 本支店 無料

三菱東京 UFJ 銀行 本店 無料

(略)

V. 店頭外国為替証拠金取引 顧客報告書発行手数料

無料

(略)

※各取引通貨ペアの維持証拠金は、証拠金率 4.0% となります。

(略)

以上